

秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和4年6月1日時点)

1 基本方針

全てのスポーツ少年団活動において、考えられる最大限の新型コロナウイルス感染防止対策を講じるとともに、別紙「遵守事項(令和4年6月1日から)」に則った上で活動すること。

活動日数及び時間は、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」の内容を踏まえ、感染防止の観点からも、可能な限り短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。

2 基本的な留意事項

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底して避けること。
- こまめな手洗い(手指消毒)を励行すること。
- 体調のすぐれない団員はスポ少活動への参加を見合わせ、自宅で休養すること。
- 練習場所や更衣室、食事、集団での移動の際の三密を避けること。
- 屋内の活動では、こまめな換気を必ず行うこと。
- 夏場は熱中症対策を優先し、他者との距離が十分確保できる場合や会話をほとんど行わない場面では、マスクを外すこと。ただし、他者との距離が十分に確保できない場合や近い距離で会話を行う場面では、マスクを着用すること。

※マスク着脱の詳細については、各中央競技団体のガイドラインを踏まえて対応すること。

3 練習試合等の他団との交流について

実施については、その必要性や感染防止対策、相手チームの地域の感染状況を踏まえ、必要最小限の日程及び人数で計画し、保護者の同意を必ず得た上で判断すること。

4 大会参加について

参加について、保護者の同意を必ず得た上で、慎重に判断すること。特に、事前に予定・計画していなかった大会への参加については、より慎重に判断すること。

また、会場への移動、食事・宿泊、会場での更衣室や会議室の利用等においても、団員・指導者等の感染防止策を徹底すること。

5 宿泊を伴う活動について

宿泊については、日程や移動距離、団員の健康面への配慮等、その必要性を踏まえ慎重に判断すること。

6 その他

- 地域の感染状況によっては、活動を一時的に停止するなど柔軟な対応をすること。
- 県外との往来や県外チームとの交流を行った場合には、帰県後十分な健康観察期間を設けるとともに、必要に応じて抗原検査やPCR検査等を実施するなど、適切な対応をすること。
- 県外との交流及び宿泊を伴う活動については、感染防止策を徹底する必要があることから、市町村スポーツ少年団本部は、必要に応じて各単位団に対して指導・助言すること。
- スポーツ少年団を所管する市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先すること。
- 各競技の統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドラインづくりや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することになっているので、その動向を常に注視するとともに、各競技がとるべき最新の感染防止対策を講じること。